

富岡 利昭(日本共産党議員会)

後期高齢者医療制度の見直しについて

質問 先般、国の検討会が後期高齢者医療制度に替わる新しい医療制度の中間取りまとめ案を発表したが、この新制度の内容は。また、この中間取りまとめ案についての市長の見解は。

答弁 ……市長

中間とりまとめ案の内容を概観したところ、現役世代と高齢者の負担の公平性確保など所要の改善や、国民健康保険の都道府県単位化への展望を示している点など、一定の評価ができる部分があります。

一方、公費負担や保険者間の財政調整のあり方、都道府県単位とする被保険者の範囲や運営主体の担い手など、検討課題とされている部分も多く残されており、見直し案の是非については、今後の議論を待たなければならぬと考えています。

答弁 ……市民部長

中間取りまとめ案では、後期高齢者医療制度に加入されている方について、平成25年4月より、若い世代の方と同様に、国民健康保険又は健康保険組合などの被用者保険に加入することとされています。

一方、財政運営については、75歳もしくは65歳以上の高齢者医療の財政運営を都道府県単位で行い、75歳もしくは65歳未満の被保険者に係る財政運営を市町村単位で行う方針が示されており、当面、国民健康保険の中に、都道府県単位と市町村単位の財政運営が併存することとされています。

大前 寛乗(同志会)

高齢者世帯等への住宅用火災警報器の設置について

質問 住宅用火災警報器については、来年の5月未までの設置が義務付けられている。そのような中、高松市では65歳以上の独居世帯を対象に、無償設置を開始したとの報道があった。

本市の状況はどうなっているのか。また、本市でも、高齢者世帯等に無償で設置してはどうか。

答弁 ……市民部長

住宅用火災警報器については、新築住宅は平成18年6月1日から設置が義務付けられ、既存住宅については、5年間の猶予期間を経て、平成23年5月31日までの設置が義務付けられています。

本市においては、市内居住の一人暮らしの高齢者及び高齢者夫婦世帯等を対象に、1世帯につき1500円を限度として助成しています。

他市のように無償設置をしてはどうか、とのご提案ですが、これまでに設置した方との不公平感を考えると、実施は難しいと考えています。

いずれにいたしましても、平成23年5月31日まで残すところ9カ月を切ったことから、広報紙への掲載や老人大学での講演など、積極的な普及啓発活動に努めるとともに、自治会での共同購入についても支援していきたいと考えています。



松田 実(社会民主党議員会)

公契約条例の制定について

質問 昨年の9月29日に、千葉県野田市で全国初の公契約条例が制定された。内容としては①国が定めた基準を上回る最低賃金額の基準を明示

②元請け企業から下請け業者・派遣業者等に至るまで、すべてに連帯責任を課し、支払い義務を明記

③違反した者に対する罰則(公契約の解除、損害賠償等)を規定

本市でも、入札制度改革の一環として公契約条例を制定し、公共事業の推進と地域産業や経済の振興を図るべきであると思うが、市の考えは。

答弁 ……副市長

労働条件や賃金等については、労働基準法や最低賃金法などの労働関係諸法令により、まずは国が対応すべきものと考えています。

本市としては、今後とも、適正な労働条件の確保の観点から、契約の相手方に労働関係の法令順守の徹底を図っていききたいと思っています。

